



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年2月12日(木)岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
管財課	財産企画係	岡田 早野	内線 2419 直通 058-272-1149 FAX 058-278-2550

## 旧岐阜県庁舎（岐阜市司町）利活用事業の実施に関する 基本協定を締結しました

旧岐阜県庁舎（岐阜市司町）の利活用に関するプロポーザルにおいて、優先交渉権者に決定された「ワールドヘリテージミュージアム共同事業体（※）」（以下「共同事業体」という。）と、令和8年2月10日に事業の実施に関する基本協定を締結しましたので、お知らせします。

今後、本協定に基づき、共同事業体との契約締結に向け、協議・調整を進めてまいります。  
※令和8年2月2日付けで名称変更（旧名称：ワールドヘリテージミュージアム共同企業体）

### <基本協定の概要>

#### ○名 称

旧岐阜県庁舎（岐阜市司町）利活用事業の実施に関する基本協定書

#### ○締結者

- ワールドヘリテージミュージアム共同事業体

代表構成員 一般財団法人ワールドヘリテージ財団

住 所：岐阜県瑞穂市生津天王東町1丁目98番地

代表者：理事長 國江 仙嗣

構 成 員 フィットトイジー株式会社

住 所：岐阜県岐阜市本町3-2-1

代表者：代表取締役 國江 仙嗣

- 岐阜県知事 江崎 賢英

#### ○主な内容

契約締結と事業実施に向け、基本的事項、諸手続き、権利及び義務を定めるものです。

- 用地及び建物契約の締結に向けた双方の努力義務、募集要項及び提案内容の遵守に関するここと
- 本事業の実施に係る必要な準備行為に関するここと
- 本事業の実施に係る利活用事業者の責任と費用負担に関するここと
- 地域住民に与える影響などへの配慮に関するここと など

### <今後の想定スケジュール> ※協議・調整状況により、変更になる可能性があります。

- 令和8年5月頃 共同事業体による基本設計書の完成  
用地及び建物に関する仮契約の締結

（仮契約締結後、県議会の議決を経て、本契約締結）

- ～令和10年度 実施設計、改修工事
- 令和11年4月 利活用事業の開始

**<参考：提案内容> ※今後の詳細検討により変更の可能性あり**

Heritage Hotel & Craft Museum (ヘリテージ ホテル アンド クラフトミュージアム)

- ・1階：ミュージアム、企画展示場、カフェ
- ・2階：ジム、ガーデンテラス、ホテル
- ・3階：ホテル、レストラン、バンケット、バー

**<参考：構成員の概要>**

**■一般財団法人ワールドヘリテージ財団（令和7年5月設立）**

- ・ゴルフ及び自動車等工業製品の歴史的資料の収集、保存、展示、及び調査研究、教育普及及び情報発信
- ・展示施設（ミュージアム）の運営及び関連ガイドプログラムの提供
- ・その他、付随するショップの運用、イベントの開催、地方自治体等との交流等

**■フィットトイジー株式会社（平成30年7月設立）**

- ・トレーニングジム、フィットネスクラブの経営  
FIT-EASY 店舗数 238 店、FIT-EASY 会員数 22.4 万人（令和7年10月31日時点）
- ・フランチャイズチェーンシステムによるトレーニングジム、フィットネスクラブの経営及び加盟店の募集指導
- ・その他上記に付帯するイベント企画、飲料品等の企画等

**<参考：旧岐阜県庁舎（岐阜市司町）の利活用に関するプロポーザルの概要>**

**1 利活用事業の要件**

- ① 旧岐阜県庁舎の歴史的、文化的価値を損なわないよう配慮するものであること。  
「外観（南側）」、「正面玄関（1階）」、「中央階段ホール（1～3階）」、「旧正庁（3階）」「旧知事室（3階）」「ステンドグラス（玄関ホール及び3階旧正庁の採光部）」については、原則、保存すること。  
増築・減築については、歴史的、文化的価値を損なわない範囲内で認める。
- ② 地域の賑わい創出に資すること。
- ③ 安全対策（免震又は耐震改修）、バリアフリー対策を講じるものであること。  
耐震改修を行う場合にあっては Is 値 0.6 以上を満たすよう改修すること。
- ④ 利活用事業者は、自らの責任と費用負担により、利活用事業に必要な許認可、各種整備、運営、維持管理等を行うこと。

**2 対象用地・対象建物の条件等**

- ① 対象用地：利活用事業者へ無償で貸付  
貸付期間は 10 年以上 30 年以下で参加者が提案（協議により更新可能）
- ② 対象建物：利活用事業者へ無償で譲渡
- ③ その他：対象用地、対象建物については、それぞれ一定期間、用途を指定する。  
県有財産の処分に関して、議会の議決が必要となる場合があり得る。

**3 参加資格**

利活用事業を実施することができる法人（複数の法人により構成する共同体も可）

**4 スケジュール**

項目	日 程（土日祝日は除く）
募集要項等の公表・配布	令和7年9月16日（火）～令和7年11月28日（金）
募集要項等に関する質問受付	令和7年9月16日（火）～令和7年10月31日（金）
プロポーザル参加申込受付期間	令和7年9月16日（火）～令和7年11月14日（金）
現地見学可能期間	令和7年9月16日（火）～令和7年10月31日（金）
企画提案書の受付期間	令和7年9月16日（火）～令和7年11月28日（金）
プロポーザル評価会議	令和7年12月24日（水）

**5 選定方法**

県が参加資格等に関する審査を実施した後、県が別に定める構成員により組織された評価会議において、評価項目に沿って、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション内容の評価を実施。評価会議の結果を踏まえ、県が優先交渉権者を選定。